

福島県建築関係工事特記仕様書【R8年4月版】

I 工事概要

1 工事名称

_____ 地内

2 工事場所

3 建物概要

Table with 6 columns: 建物名称, 構造, 階数, 延面積 (㎡), 消防法施行令別表第1区分, 備考

※詳細は工事概要による。

4 電気設備工事概要

(本工事における工事項目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)

Table with 2 columns: 受電設備, 電力貯蔵設備, 発電設備, 中央監視制御設備

5 機械設備工事概要

(本工事における工事項目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)

Table with 2 columns: 空気調和方式, 主要熱源機器, 換気設備, 排煙設備, 自動排煙設備, 給水設備, 排水設備, 消火設備, ガス設備

II 工事仕様

1 図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。

- ※「福島県建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
※「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)
※「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和7年版)
※「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)
※「建築工事標準仕様書」(令和4年版)
※「公共建築設備工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和7年版)
※「公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和7年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)
○「公共建築木造工事標準仕様書」(令和7年版)
※「建築物解体工事共通仕様書」(令和4年版)
なお、公共住宅建設にあっては、次を併せて適用する。
※「公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版)」(公共住宅事業者等連絡協議会編)

2 項目は、番号の前に○印、または番号に○印の付いたものを適用する。適用しない項目は斜線、・印、または無印とする。

3 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、両方を適用する。※印を適用しない場合は、・に代えること。

4 形状寸法の単位は、特記した場合を除きミリメートルとする。

5 各章の特記事項欄にある【県：】と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、()書きは「公共建築工事標準仕様書」、()書きは「公共建築改修工事標準仕様書」の章・節・項番号である。

6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

項 目 特 記 事 項

1 一般共通事項

○ 1 適用基準等

- ・ 共通仕様書(土木工事編) (福島県土木部)
※ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、建築改修工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁官制部監修)
※ 土木公共施設等コンソーシアムガイドライン指針
・ 建築工事監理仕様書・同解説(日本建築学会) (適用工種 ・ 全工種 ・ 一部工種 (JASS))
※ 建築関係工事における週休2日促進工事執行要領 ※ 建築・設備工事における入札時積算数量書活用方式執行要領
※ 工事書式チェックリスト(福島県土木部) ※ 建築関係工事における情報共有システムの運用
※ 建設キャリアアップシステム活用工事実施要領 ※ 建築関係工事における熱中症対策に関する執行要領
※ 土木部発注工事における快適トイレの設置に関する運用

○ 2 施工条件

- ・ 下記以外は図示等による。
(1) 工事車両の駐車場 (※ 構内 ・ ())
(2) 資材置き場 (※ 構内 ・ ())
(3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※ 構内 ・ ())

○ 3 工事実績データの作成、登録

- 工事請負代金が500万円以上の場合は適用する。

○ 4 電気保安技術者

- ・ 配置する ・ 配置しない

○ 5 技能士

Table with 3 columns: 適用する, 適用しない, 作業の種類, 等級区分

○ 6 イメージアップ

- ・ 適用する ※ 適用しない ・ 仮囲いの美化 ・ フラワーボックスの設置 ・ 夜間照明設備

○ 7 発生材の処理

- ・ 有価物 ()
・ 引き抜きを要するもの (保管場所は、監督員の指示による)
・ ポリ塩化ビフェニル含有物(PCB) ・ 金属類 ()
・ 現地において再利用化を図るもの

Table with 3 columns: 建設副産物, 処理方法等, 備考

Table with 3 columns: 建設副産物, 処理方法, 積算上の施設名称(※1)

Table with 3 columns: 建設副産物, 処理方法, 積算上の施設名称(※1)

注:積算上の施設(※1)は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。処理施設については、監督員の承諾を得ること。また、処理施設が積算上の施設となる場合でも設計変更の対象とはしない。

○ 8 監督員事務所

- ・ 設ける (規模: m2程度) ※ 設けない 備品については、監督員の指示による
・ 別途建築工事による (県:第1編 図3.1.1)

○ 9 工事用表示板

- ※ 適用する (・ 設置は建築工事とする) ・ 適用しない (県:第1編 図3.1.3)

○ 10 施工原簿

- ※ 適用する (・ 図示 ・ 監督員との協議による) ・ 色彩計画無し

○ 11 色彩計画

- ※ 適用する (・ 図示 ・ 監督員との協議による) ・ 色彩計画無し

○ 12 使用材料等

- 使用材料の製造所、製品及び施工業者等は特記されたもの又は同等以上とする。ただし、同等以上とする場合は、監督員の承諾を受ける。また、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」により評価された海外製造の建築材料・設備機材等についても同様扱いとする。

○ 13 特別な材料の工法

- 共通仕様書等に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の指定工法による。

○ 14 風荷重等

- ※ 建築基準法に基づき定められた風速 (V0) (m/sec)
※ 建築基準法に基づき定められた積雪荷重
※ 地表面粗度区分 ・ I ・ II ・ III ・ IV

○ 15 記録報告

- 1) 報告時期
工事履行報告書は、下記により提出する。
※ 毎月1回 ・ 監督員の指示
内 容 工事履行報告書、工事別工種進度表、主要材料搬入状況、当月の出発高状況、工事状況写真
添付書類 月間工程表、各工種の区分毎の社内検査報告書(写真含む)

○ 16 電子納品

- 電子成果品は、福島県電子納品ガイドライン(官制工事編)により納品を行う。
納品書類 (※ 工事写真 ・ 施工計画書 ※ 完成図 ・ その他 ())
※ 検査用機器(ペンコン、モニター等)は、受注者が準備する。
原則モニターのサイズは、21~24インチ程度とし、解像度はアスペクト比16:9の場合1920×1080以上、アスペクト比16:10の場合1920×1200以上とする。
※ 工事写真のサムネイル一覧を提出する。

○ 17 完成時の提出書類

- (1) 完成図書 (※ 提出する ・ 提出しない) ・ 黒表紙(金文字入) A4版(1部) ※ ハードファイルA4版(1部)
(2) 建築物の保全に関する書類 (※ 提出する ・ 提出しない) ・ ハードファイルA4版(1部)
(3) 完成図 (※ 提出する ・ 提出しない) ・ A2版、A3版2つ折り製本(各1部)
(4) CADデータ、PDPデータ(1式) (※ 提出する ・ 提出しない)
(※CADデータ提出の場合には、オリジナルCADデータも提出のこと。)
(※PDPデータとは、CADデータをPDF形式で保存したものを。)

○ 18 完成図(施工図及び施工計画書を除く)

- 第1編【編別】1.8.4【完成図その他】によるほか、下記による
(1) 種類及び記入内容
種類 記入内容

○ 19 設計CADデータ貸与

- ※ 有 ・ 無

1 一般共通事項

○ 20 工事検査

Table with 4 columns: 既済検査, 施工中, 竣工, 部数

提出写真
工事検査に際し、下記により写真を監督員に提出する。
※ 上記以外の必要写真は、監督員の指示による。
※ 撮影は福島県土木部制定「建築設備工事写真管理基準」による。

○ 21 建設工事使用機械等

※ 建設工事による排出ガス対策型建設機械を使用すること。
※ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、低騒音型建設機械を使用すること。
※ 建設機械等のアイリフティングストップを実施し、その点検を行うこと。
※ 図示による。 BM土 ()

○ 22 設計GL

工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修すること。

○ 23 既存部分等への処置

工事区分 別表-1 による。
施工図 設備機器の設置、取合いなどが検討できる施工図を提出し、監督員の承諾を受けること。

○ 24 他工事との取合い

ホルムアルデヒド放散量、※ F☆☆☆☆
本工事に使用する建築材料、設備機器等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。また、再生資源利用できるものを積極的に使用すること。

○ 25 建築材料設備機器等

電気工事士法の適用除外となっている最大電力500kW以上の需要設備の工事においても、第1種電気工事士により施工を行う。

○ 26 電気工事士

- (1) 火災保険 ※ 適用する (※ 保険期間:工期+14日 ・ 適用しない)
※ 加入時期 (・ 躯体及び竣工完了時 ・ 着手日(現場施工に着手する日))
(2) 法定外の労災保険の付保
※ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

○ 27 火災保険等

関係官庁、電力会社等への手続きは、すべて受注者がこれを代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。ただし、特記ある事項は別途とする。

○ 28 官公庁への届出等

・ 総合執照転置換を行う期間を設けること。
開設期間は、(・ 契約工期末 () 日)
・ 設備への電源供給開始時期は下記のとおりとする。なお、本受電後の電力基本料金は、()ヶ月分とする。
① 供給開始時期 (・ 契約工期末の) 日 ()
② 供給対象設備 (・ 電源機器 ・ 空調機和設備機器類 ・ ポンプ機器 ・ 自動制御設備)

○ 29 概成工期

・ 実施工程表に、次の該当する項目を明記すること。(※概成工期・受電日・総合執照転置換に要する工程)
(1) 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の申請書作成及び申請手続き ・ 行う ・ 行わない
(2) ※ 分譲発注の場合は、※ 地裁 () 工事受注者が、申請書作成及び手続き業務を行う。
(3) ※ 分譲発注の場合は、申請書作成者へ申請に必要な書類を提出すること。
(4) 建築物にBELS表示を行う。
※ BELS表示は、申請書作成及び手続きを行う受注者が行う。
表示は、() (サイズ:)とする。

○ 30 BELS申請書作成及び申請手続き

※ 本工事の発注方式は、発注者指定型である。
・ 週休2日促進工事 (月単位)
・ 週休2日交替制促進工事 (月単位)
・ 完全週休2日促進工事

○ 31 週休2日促進工事

※ 本工事は「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である。
本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合において、工事請負契約締結後に生じた当該積算数量の疑義について、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

○ 32 情報共有システム

※ 建築関係工事共通仕様書【県:第1編 1.1.26】による。

○ 33 遮隔設備

※ 建築関係工事共通仕様書【県:第1編 1.1.26】による。

○ 34 建設キャリアアップシステム(CCUS)

(1) 本工事は、「福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」の対象工事である。
(2) 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

○ 35 その他

本工事の施工にあたって資機材及び労働者の搬送に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。

2 仮設工事

○ 1 仮囲い

- ・ 波形状板 ※ 万能板 ※ 軍曹+シート張り
・ キャスターゲート ・ シートゲート ()

○ 2 危険防止

- ※ シート張り ・ 金アミ ()

○ 3 足場

- ・ 本工事 (※ 内部足場 ※ 外部足場 ・ 基礎足場 ・ コンクリート打設足場)
・ なお、本工事で設置した足場、機橋、作業橋台の類は、無償で別契約の関係受注者等に使用させること。
・ 別途 (別契約の関係受注者が設置した足場、機橋、作業橋台の類は、無償で使用できる。)

○ 4 工事用水

- 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省 基発第0424001号 平成21年4月24日)の別紙「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 基発1226第2号 令和5年12月26日)により、「働きやすい安心のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」により行うこと。
「手すり先行工法」の足場とは、全層に二股手すりかつ先板(幅木)のある足場をいう。
受注者は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議すること。

○ 5 工事用電力

- 構内既存の施設 ・ 利用できる (※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない

○ 6 工事用進入路

- 構内既存の施設 ・ 利用できる (※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない

○ 7 ベンチマーク

- ・ 仮設道路造成 ()

○ 8 交通誘導警備員

- 設置方法 ※ コンクリート杭 ・ 固定物 ()

○ 9 仮設関係

- ※ 置く(計 人) ・ 置かない ・ 置く期間 ()
指定路線 ※ 該当無 ・ 該当有 (県:第1編 1.2.13)

○ 4 工事用水

- 仮設備の設置条件
使用期間及び用地条件 ※ 図面による ・ その他 () ・ 別途協議
転回回数 ()回
兼用 ・ 有り (図面による) ※ 無し
仮設備の構造及び施工方法の指定
構造及び設計条件 ※ 図面による ・ その他 () ・ 別途協議
施工方法 ()
その他 ()

○ 5 工事用電力

- 仮設備の設置条件
使用期間及び用地条件 ※ 図面による ・ その他 () ・ 別途協議
転回回数 ()回
兼用 ・ 有り (図面による) ※ 無し
仮設備の構造及び施工方法の指定
構造及び設計条件 ※ 図面による ・ その他 () ・ 別途協議
施工方法 ()
その他 ()

○ 6 工事用進入路

- 仮設備の設置条件
使用期間及び用地条件 ※ 図面による ・ その他 () ・ 別途協議
転回回数 ()回
兼用 ・ 有り (図面による) ※ 無し
仮設備の構造及び施工方法の指定
構造及び設計条件 ※ 図面による ・ その他 () ・ 別途協議
施工方法 ()
その他 ()

○ 7 ベンチマーク

- 仮設備の設置条件
使用期間及び用地条件 ※ 図面による ・ その他 () ・ 別途協議
転回回数 ()回
兼用 ・ 有り (図面による) ※ 無し
仮設備の構造及び施工方法の指定
構造及び設計条件 ※ 図面による ・ その他 () ・ 別途協議
施工方法 ()
その他 ()

○ 8 交通誘導警備員

- 仮設備の設置条件
使用期間及び用地条件 ※ 図面による ・ その他 () ・ 別途協議
転回回数 ()回
兼用 ・ 有り (図面による) ※ 無し
仮設備の構造及び施工方法の指定
構造及び設計条件 ※ 図面による ・ その他 () ・ 別途協議
施工方法 ()
その他 ()

○ 9 仮設関係

- 仮設備の設置条件
使用期間及び用地条件 ※ 図面による ・ その他 () ・ 別途協議
転回回数 ()回
兼用 ・ 有り (図面による) ※ 無し
仮設備の構造及び施工方法の指定
構造及び設計条件 ※ 図面による ・ その他 () ・ 別途協議
施工方法 ()
その他 ()

1 地業 工事	1 支持地盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杭基礎 (4.3.4~5) (4.5.4~5) <ul style="list-style-type: none"> 支持地盤の種類及び位置(基礎ぐいの先端の位置含む) ・ 図示による ・ 直接基礎 <ul style="list-style-type: none"> 支持地盤の種類及び位置(基礎底部の位置含む) ・ 図示による 長期設計支持力度 ・ () kN/m2 ・ 地盤の載荷試験 (4.2.4) <ul style="list-style-type: none"> ・ 行う 試験の位置、方法等は図示による 																																																																																													
	2 既製コンクリート杭地業	<p>種類 (4.3.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭) ・ 外殻鋼管付きコンクリート杭(SC杭) SC杭の鋼管材料 ・ SKK400 ・ SKK490 ・ プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭) ・ () <p>試験掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あり 孔径はオーガー径とする 位置等は図示による 試験掘の施工は試験杭の施工に先立ち行う ・ なし <p>寸法、継手、性能等(種別:種類、性能及び曲げ強度区分) (4.2.2) (4.3.3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種類</th> <th>杭径(mm)</th> <th>杭長(mm)</th> <th>継手数</th> <th>長期設計支持力(kN/本)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">試験杭</td> <td>上杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本杭</td> <td>上杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>試験杭の施工 ※ 本杭の施工に先立ち行う () (4.2.2)</p> <p>試験杭の位置、本数 ※ 最初の一本 図示による</p> <p>杭先端部形状 (4.3.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開放形 ・ 半開放形 ・ 閉そく形 ・ () <p>施工方法 (4.3.3~5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セメントミルク工法 (4.3.4) <ul style="list-style-type: none"> アースオーガーの支持地盤への掘削深さ ・ 1.5m程度 ・ () 杭の支持地盤への掘削深さ ・ 1.0m以上 ・ () 杭の精度 <ul style="list-style-type: none"> 水平方向の位置ずれ ・ 杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ・ 1/100以内 ・ () ・ 特定埋込杭工法 (4.3.5) <ul style="list-style-type: none"> ・ フレポーリング拡大根固め工法 ・ 中掘り拡大根固め工法 ・ () 工法 <ul style="list-style-type: none"> ・ H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力方式で α=250を採用できる工法 図示による ・ 上記以外の特定埋込杭工法 図示による 杭周固定液 ・ 使用する ・ 使用しない 杭の精度 <ul style="list-style-type: none"> 水平方向の位置ずれ ・ 杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ・ 1/100以内 ・ () 杭継手工法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 溶接継手 ・ 溶接材料 ・ 標仕 4.3.6による ・ 標仕 7.2.5(1)(2)による ・ 標仕 7.2.5(1)(2)以外() ・ 機械式継手(継手部に接続金具を用いた方式のもの) 工法 ※ 審査(評定又は大臣認定)を受けた工法 ・ () 検査 ※ 審査(評定又は大臣認定)により定められた項目 ・ () 施工 ※ 審査(評定又は大臣認定)された施工管理基準による ・ () 杭頭処理 <ul style="list-style-type: none"> ※ [県:第2編 4.3.8]による ・ () 杭頭補強用コンクリート型枠 <ul style="list-style-type: none"> ※ 鋼製型枠 ・ () 杭頭補強 <ul style="list-style-type: none"> ※ [県:第2編 図4.3.1~4.3.2]による ・ 図示による <p>寸法、継手、性能等 (4.2.2) (4.4.3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種類</th> <th>杭径(mm)</th> <th>杭長(mm)</th> <th>継手数</th> <th>長期設計支持力(kN/本)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">試験杭</td> <td>上杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本杭</td> <td>上杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	種類	杭径(mm)	杭長(mm)	継手数	長期設計支持力(kN/本)	備考	試験杭	上杭						中杭						本杭	上杭						中杭																				種別	種類	杭径(mm)	杭長(mm)	継手数	長期設計支持力(kN/本)	備考	試験杭	上杭						中杭						本杭	上杭						中杭																		
種別	種類	杭径(mm)	杭長(mm)	継手数	長期設計支持力(kN/本)	備考																																																																																									
試験杭	上杭																																																																																														
	中杭																																																																																														
本杭	上杭																																																																																														
	中杭																																																																																														
種別	種類	杭径(mm)	杭長(mm)	継手数	長期設計支持力(kN/本)	備考																																																																																									
試験杭	上杭																																																																																														
	中杭																																																																																														
本杭	上杭																																																																																														
	中杭																																																																																														

1 地業 工事	1 試験杭	<p>(4.2.2)</p> <p>試験杭の位置、本数及び寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による <p>(4.4.3)</p> <p>杭の材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による <p>溶接材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準仕様書7.2.5による <p>施工方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準仕様書4.3.5による <p>(4.4.4)</p> <p>杭の精度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水平方向の位置ずれ ・ 杭径の1/4以内かつ100mm以下 ・ 杭の傾斜 ・ 1/100以内 ・ 評定条件又は設定条件による <p>(4.4.5)</p> <p>杭の現場継手 (4.4.3)(7.2.5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溶接継手 形状 ・ JIS A 5525による 溶接材料 ・ 標仕 7.2.5(1)(2)による ・ 図示による 溶接部の確認方法 ・ 標仕 7.6.10による 抜き取り率 ・ 全数 ・ 機械式継手(継手部に接続金具を用いた方式のもの) 工法 ※ 審査(評定又は大臣認定)を受けた工法 検査 ※ 審査(評定又は大臣認定)により定められた項目 施工 ※ 審査(評定又は大臣認定)された施工管理基準による <p>(4.4.6)</p> <p>杭頭の処理(切筋方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理しない(切筋しない) ・ 処理する 処理方法(切筋及び補強方法) ・ 図示による <p>杭頭の中詰め材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎のコンクリートと同調合のもの
	4 場所打ちコンクリート杭地業	<p>杭径、長さ、仕様等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ () <p>材料その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 帯筋 ・ 図示による 鉄筋の最小かぶり厚さ ・ 図示による セメントの種類 ※ 高炉セメントB種 ・ () コンクリートの種別 ・ A種 ・ B種 ・ 審査(評定又は大臣認定)された内容による コンクリートの設計基準強度 () N/mm2 スランプ ※ 21 cm ・ () cm 構造体強度補正値(S) ・ 3N/mm2 ・ () ・ 審査(評定又は大臣認定)された内容による ・ () <p>掘削工法 (4.5.1) (4.5.5~6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アースドリル工法 安定液 ・ 使用する ・ 使用しない ・ リバース工法 ・ オールケーシング工法 孔内の水張り ・ 行う ・ 行わない <p>併用する工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 場所打ち鋼管コンクリート杭工法 図示による 鋼管巻き材料 ・ SKK400 ・ SKK490 ・ () ・ 広底杭工法 図示による 安定液 ・ 使用する ・ 使用しない ・ () <p>試験杭 (4.2.2) (4.5.5~6)</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験杭の施工 ※ 本杭の施工に先立ち行う ・ () 試験杭の位置、本数 ※ 最初の一本 ・ 図示による <p>孔壁測定 (4.5.5~6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行う 測定方法、測定箇所は図示による ・ 行わない <p>杭の精度</p> <ul style="list-style-type: none"> 水平方向の位置ずれ ・ 100mm以下 杭の傾斜 ・ 1/200以内 ・ () ・ () <p>工法 (4.7.1~4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 深層混合処理工法 機械攪拌方式とする 適用範囲、仕様及び計測、試験は図示による 長期設計支持力 ・ () kN/m2 ・ () <p>(4.8.1~4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浅層混合処理工法 原位置混合方式とする 適用範囲、仕様及び計測、試験は図示による 長期設計支持力 ・ () kN/m2 ・ () <p>形状、支持地盤、仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による <p>長期設計支持力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ () kN/m2 ・ () <p>セメントの種類 (6.3.1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高炉セメントB種 ・ () コンクリートの設計基準強度 () N/mm2 構造体強度補正値(S) () N/mm2

1 地業 工事	7 液状化対策	<p>工法 ・ ()</p> <p>仕様、範囲、計測、試験等 ・ 図示による</p>																	
	8 砂利地業	<p>材料 (4.6.2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 再生クワッシュラン ・ 切込砂利及び切込砕石 <p>厚さ、幅及び使用範囲 (4.6.3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地業</th> <th>幅(mm)</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削り石</td> <td>フーチング各外面より+150</td> <td>・ 150</td> </tr> <tr> <td>砂利(砕石)</td> <td>フーチング各外面より+150</td> <td>・ 60</td> </tr> </tbody> </table> <p>9 捨てコンクリート (4.6.4) (6.14.1~3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 無筋コンクリートによる ・ () <p>セメントの種類 (6.3.2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高炉セメントB種 ・ () <p>厚さ、幅及び使用範囲 (4.6.4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>幅(mm)</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎</td> <td>フーチング各外面より+100</td> <td>※ 50</td> </tr> <tr> <td>地中ばり</td> <td>フーチング各外面より+100</td> <td>※ 50</td> </tr> </tbody> </table> <p>10 床下防湿層 (4.6.5)</p> <p>施工範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く) ・ () <p>材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上 ・ () <p>防湿層の位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ () 	地業	幅(mm)	厚さ(mm)	削り石	フーチング各外面より+150	・ 150	砂利(砕石)	フーチング各外面より+150	・ 60	部位	幅(mm)	厚さ(mm)	基礎	フーチング各外面より+100	※ 50	地中ばり	フーチング各外面より+100
地業	幅(mm)	厚さ(mm)																	
削り石	フーチング各外面より+150	・ 150																	
砂利(砕石)	フーチング各外面より+150	・ 60																	
部位	幅(mm)	厚さ(mm)																	
基礎	フーチング各外面より+100	※ 50																	
地中ばり	フーチング各外面より+100	※ 50																	
2 鉄筋 工事	1 鉄筋の種類	<p>鉄筋の種類 (5.2.1) (表5.2.1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>呼び名(mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ SD295</td> <td>・ D10</td> <td>・ D13</td> </tr> <tr> <td>・ SD345</td> <td>・ D10</td> <td>・ D13</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	種類の記号	呼び名(mm)	備考	・ SD295	・ D10	・ D13	・ SD345	・ D10	・ D13	・	・	・	・	・	・		
	種類の記号	呼び名(mm)	備考																
・ SD295	・ D10	・ D13																	
・ SD345	・ D10	・ D13																	
・	・	・																	
・	・	・																	
2 溶接金網	<p>形状等 (5.2.2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種類の記号</th> <th>網目の形状、寸法、鉄線の径(mm)</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 溶接金網</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 鉄筋格子</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径(mm)	使用部位	・ 溶接金網				・ 鉄筋格子									
種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径(mm)	使用部位																
・ 溶接金網																			
・ 鉄筋格子																			
3 鉄筋 工事	3 鉄筋の継手	<p>継手方法等 (5.3.4) (5.5.2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>継手方法</th> <th>呼び名(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱、梁の主筋</td> <td>※ ガス圧接</td> <td>・ 機械式継手</td> </tr> <tr> <td>耐力壁の鉄筋</td> <td>※ 重ね継手</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>その他の鉄筋()</td> <td>※ 重ね継手</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ (5.3.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 図示による <p>継手位置図</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 図示による <p>鉄筋の定着方法 (5.3.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 図示による <p>4 鉄筋の定着の方法及び長さ (5.3.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 図示による ・ () <p>5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(溶接金網含む) (5.3.5)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最小かぶり厚さ(目地底から算出を行う) ※ 図示による ・ () <p>柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有り 適用箇所 () 最小かぶり厚さ ・ 鉄筋径の1.5倍以上 ・ () ・ 無し <p>軽集コンクリートで土に接する部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無し ・ 有り 適用箇所 () ・ 図示による ・ () <p>耐久性上不利な部分(塩害等を受けるおそれのある部分等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無し ・ 有り 適用箇所 () ・ 図示による ・ () <p>鉄筋相互のあき(特殊な鉄筋を除く) (5.3.5) (図5.3.6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ () 	部位	継手方法	呼び名(mm)	柱、梁の主筋	※ ガス圧接	・ 機械式継手	耐力壁の鉄筋	※ 重ね継手	・	その他の鉄筋()	※ 重ね継手	・					
	部位	継手方法	呼び名(mm)																
柱、梁の主筋	※ ガス圧接	・ 機械式継手																	
耐力壁の鉄筋	※ 重ね継手	・																	
その他の鉄筋()	※ 重ね継手	・																	
6 特殊な鉄筋継手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械式継手 使用箇所 (5.5.2) ※ 図示による ・ () 性能(H12建告第1463号に適合するもの) (5.5.2) ・ A級 ・ () 機械式継手の種類 () (5.5.2) 鉄筋相互のあき () (5.3.5) ・ 図示による ・ () 品質の確認方法 () (5.5.5) ・ 図示による ・ () 不良となった継手の修正方法等 () (5.5.6) ・ 図示による ・ () <ul style="list-style-type: none"> ・ 溶接継手 使用箇所 (5.6.3) ※ 図示による ・ () 性能(H12建告第1463号に適合するもの) () (5.6.3) ・ A級 ・ () 溶接継手の工法 () (5.3.5) 鉄筋相互のあき () (5.6.5) ※ 図示による ・ () 品質の確認方法 () (5.6.5) ※ 図示による ・ () 不良となった継手の修正方法等 () (5.6.6) ※ 図示による ・ () 																		

Table with 2 columns: Item No. and Description. Items include 7 各部配筋, 8 圧接完了後の試験, 9 帯筋, 10 最上階柱頭補強, 11 片持ちスラブの出隅部の補強配筋, 12 壁開口部の補強, 13 梁貫通孔の補強, 14 基礎梁主筋の継手, 15 機械吊上げ用フック.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Items include 1 レディーミクストコンクリートの種類, 2 コンクリートの種類強度及び材料, 4 骨材, 5 軽量コンクリート, 6 無筋コンクリート, 7 ひび割れ誘発目地打設目地, 8 コンクリート仕上り, 9 打増し厚さ(打放し仕上げ部), 10 型枠, 13 圧縮強度試験.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Items include 1 鉄骨製作工場, 2 施工管理技術者, 3 鋼材, 4 高力ボルト, 5 普通ボルト, 6 溶融亜鉛めっき高力ボルト, 7 アンカーボルト, 8 溶接材料, 9 ターンバックル, 10 デッキプレート, 11 レール及びその付属品, 12 スタッド, 13 柱底均しモルタル, 14 工作図.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Items include 15 鉄骨の製作精度, 16 鉄骨の仮組, 17 溶接技能者の技量付加試験, 18 溶接接合, 19 現場溶接の有無, 20 入熱、パス間温度溶接条件, 21 溶接部の試験, 22 錆止め塗装, 23 耐火被覆, 24 アンカーボルトの保持及び埋込み工法, 25 軽量形鋼構造, 26 溶融亜鉛めっき(耐力上必要な部分), 27 梁貫通孔の補強.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Items include 1 レディーミクストコンクリートの種類, 2 コンクリートの種類強度及び材料, 4 骨材, 5 軽量コンクリート, 6 無筋コンクリート, 7 ひび割れ誘発目地打設目地, 8 コンクリート仕上り, 9 打増し厚さ(打放し仕上げ部), 10 型枠, 13 圧縮強度試験.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Items include 15 鉄骨の製作精度, 16 鉄骨の仮組, 17 溶接技能者の技量付加試験, 18 溶接接合, 19 現場溶接の有無, 20 入熱、パス間温度溶接条件, 21 溶接部の試験, 22 錆止め塗装, 23 耐火被覆, 24 アンカーボルトの保持及び埋込み工法, 25 軽量形鋼構造, 26 溶融亜鉛めっき(耐力上必要な部分), 27 梁貫通孔の補強.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Items include 15 鉄骨の製作精度, 16 鉄骨の仮組, 17 溶接技能者の技量付加試験, 18 溶接接合, 19 現場溶接の有無, 20 入熱、パス間温度溶接条件, 21 溶接部の試験, 22 錆止め塗装, 23 耐火被覆, 24 アンカーボルトの保持及び埋込み工法, 25 軽量形鋼構造, 26 溶融亜鉛めっき(耐力上必要な部分), 27 梁貫通孔の補強.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Items include 15 鉄骨の製作精度, 16 鉄骨の仮組, 17 溶接技能者の技量付加試験, 18 溶接接合, 19 現場溶接の有無, 20 入熱、パス間温度溶接条件, 21 溶接部の試験, 22 錆止め塗装, 23 耐火被覆, 24 アンカーボルトの保持及び埋込み工法, 25 軽量形鋼構造, 26 溶融亜鉛めっき(耐力上必要な部分), 27 梁貫通孔の補強.

Table with 2 columns: Item No. and Description. Items include 15 鉄骨の製作精度, 16 鉄骨の仮組, 17 溶接技能者の技量付加試験, 18 溶接接合, 19 現場溶接の有無, 20 入熱、パス間温度溶接条件, 21 溶接部の試験, 22 錆止め塗装, 23 耐火被覆, 24 アンカーボルトの保持及び埋込み工法, 25 軽量形鋼構造, 26 溶融亜鉛めっき(耐力上必要な部分), 27 梁貫通孔の補強.

8	1 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 2 セメントモルタルによるタイル張り	位置 ※ 標仕 表11.1.1による ・ 図示による (11.1.3) (表11.1.1)	9 木工事	3 造作用単板積層材 JAS0701(単板積層材)に規定する造作用単板積層材 (12.2.1(4))	10 木造工事	4) 大断面集成材 大断面集成材の品質等 強度等級は、次による 構成するひき板の品質等による区分 ・ 対象具等級集成材 ・ 非対称具等級集成材																																																																																																																																										
		<p>タイルの形状、寸法等 (11.2.2~7)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">主な用途による区分(JIS)</th> <th rowspan="2">形状/寸法</th> <th colspan="3">吸水率による区分</th> <th colspan="2">うわぐすり</th> <th rowspan="2">役物</th> <th rowspan="2">色</th> <th rowspan="2">再生材の適用</th> <th rowspan="2">耐腐蝕性</th> <th rowspan="2">滑り抵抗性</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>III類</th> <th>無砂</th> <th>無砂</th> </tr> </table> <p>標準的な曲がりの役物は一体成形とする 試験張り ・ 行う ※ 行わない 見本焼き ・ 行う ※ 行わない モルタル塗りのコンクリート素地面の処理 ・ MCR工法 ・ 目荒し工法(高圧洗浄) ・ () 壁タイル張りの工法 内外装タイル ・ 密着張り ・ 改良圧着張り ユニットタイル(内装タイル以外) ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り 既製鋼合モルタル モルタル下地としたタイル工事に使用する要付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等予め工場において所定の割合に配合した材料とする。 (品質・性能・試験方法) 建築材料等品質性能表による</p>		施工箇所		主な用途による区分(JIS)	形状/寸法	吸水率による区分			うわぐすり		役物	色	再生材の適用	耐腐蝕性	滑り抵抗性	備考	I類	II類	III類	無砂	無砂	<p>「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>寸法</th> <th>表面の化粧加工</th> <th>防虫処理</th> <th>含水率</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 有り (加工 ・ 天然木加工 ・ 塗装加工) ・ 無し (等級:)</td> <td>・ 適用する ・ 適用しない</td> <td>※ 14%以下</td> </tr> </table> <p>直交集成板 (12.2.1(5))</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>強度等級</th> <th>種別</th> <th>接着性能(使用環境)</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>備考</th> </tr> </table> <p>下地用合板 (12.2.1(6))</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ</th> <th>単板の樹種名</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>防虫処理</th> <th>難燃処理</th> <th>防火処理</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td>※ 5.5</td> <td>・ ラン ・ シナ</td> <td>※ 1類 ・ 2類</td> <td>広葉樹 ※2等以上 ・ 1等 針葉樹 ※C-D以上</td> <td>・ 適用する ・ 適用しない</td> <td>・ 適用する ・ 適用しない</td> <td>・ 適用する ・ 適用しない</td> <td></td> </tr> </table> <p>・ 構造用合板</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ</th> <th>単板の樹種名</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>等級</th> <th>防虫処理</th> <th>強度等級</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td>※ 12</td> <td></td> <td>※ 1類 ・ 2類</td> <td>※ C-D以上</td> <td>※ 2級以上 ・ 1級</td> <td>・ 適用する ・ 適用しない</td> <td>・ 適用する ・ 適用しない</td> <td></td> </tr> </table> <p>化粧びり構造用合板</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ</th> <th>単板の樹種名</th> <th>接着の強度</th> <th>防虫処理</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 1類 ・ 特類</td> <td>・ 適用する ・ 適用しない</td> <td></td> </tr> </table> <p>天然木化粧合板</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ</th> <th>化粧板に使用する単板の樹種名</th> <th>接着の強度</th> <th>防虫処理</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 1類 ・ 2類</td> <td>・ 適用する ・ 適用しない</td> <td></td> </tr> </table> <p>特殊加工化粧合板</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ</th> <th>単板の樹種名</th> <th>接着の強度</th> <th>化粧加工の方法</th> <th>防虫処理</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 1類 ・ 2類</td> <td></td> <td>・ 適用する ・ 適用しない</td> <td></td> </tr> </table> <p>パーティクルボード</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ</th> <th>表裏面の状態による区分</th> <th>曲げ強さによる区分</th> <th>耐水性による区分</th> <th>難燃性による区分</th> </tr> <tr> <td></td> <td>※ 15</td> <td></td> <td>※ 13タイプ</td> <td>・ 耐水性1 (Mタイプ) ・ 耐水性2 (Pタイプ)</td> <td></td> </tr> </table> <p>構造用パネル</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ</th> <th>寸法</th> <th>等級</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級</td> </tr> </table>	施工箇所	寸法	表面の化粧加工	防虫処理	含水率			・ 有り (加工 ・ 天然木加工 ・ 塗装加工) ・ 無し (等級:)	・ 適用する ・ 適用しない	※ 14%以下	施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能(使用環境)	樹種	寸法	備考	施工箇所	厚さ	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	難燃処理	防火処理	備考		※ 5.5	・ ラン ・ シナ	※ 1類 ・ 2類	広葉樹 ※2等以上 ・ 1等 針葉樹 ※C-D以上	・ 適用する ・ 適用しない	・ 適用する ・ 適用しない	・ 適用する ・ 適用しない		施工箇所	厚さ	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	等級	防虫処理	強度等級	備考		※ 12		※ 1類 ・ 2類	※ C-D以上	※ 2級以上 ・ 1級	・ 適用する ・ 適用しない	・ 適用する ・ 適用しない		施工箇所	厚さ	単板の樹種名	接着の強度	防虫処理	備考				※ 1類 ・ 特類	・ 適用する ・ 適用しない		施工箇所	厚さ	化粧板に使用する単板の樹種名	接着の強度	防虫処理	備考				※ 1類 ・ 2類	・ 適用する ・ 適用しない		施工箇所	厚さ	単板の樹種名	接着の強度	化粧加工の方法	防虫処理	備考				※ 1類 ・ 2類		・ 適用する ・ 適用しない		施工箇所	厚さ	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分		※ 15		※ 13タイプ	・ 耐水性1 (Mタイプ) ・ 耐水性2 (Pタイプ)		施工箇所	厚さ	寸法	等級				・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級	<p>6 接着剤 接着剤に含まれる可塑剤は、難燃性のものとする。 ホルムアルデヒドの放散量 ※ F☆☆☆☆ () (12.2.2(3)~(4))</p> <p>7 防蟻・防蟻・防虫 ・ 防蟻、防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材 (12.3.1~2) 適用部位 () ・ 薬剤の加圧注入による防蟻・防蟻処理 適用部位 () 保存処理性能区分 ・ K2 ・ K3 ・ K4 ・ 薬剤の塗布等による防蟻・防蟻処理 適用部位 () 処理の方法 ※ 薬剤の製造所の仕様による</p> <p>8 不燃処理木材等 ・ ボード原料接着材への薬剤混入による防蟻、防蟻処理 適用部位 () ・ 防虫処理 適用部位 () ・ 不燃材料 () ・ 準不燃材料 () ・ 難燃材料 ()</p>	<p>5) 接合金物等の材質 ※ SS400 ・ SN400A ・ () ・ ()</p> <p>6) 製作精度 ※ 精度基準は次による</p> <table border="1"> <tr> <th>部位等</th> <th>精度基準</th> </tr> <tr> <td>短辺</td> <td>製作寸法の±1.5mm以内</td> </tr> <tr> <td>長辺</td> <td>製作寸法の±1.5mm以内、かつ、±6mm以内</td> </tr> <tr> <td>材長</td> <td>工作寸法の±6mm以内</td> </tr> <tr> <td>断面直角精度</td> <td>直角とのひずみ±1/100mm</td> </tr> </table> <p>7) 表面仕上げ 仕上げの程度 ・ A種 ※ B種</p> <p>8) アンカーボルト 材質 ※ SS400 ・ () 寸法 ※ 図示 ・ () アンカーボルトの保持及び埋込み工法 ・ A種 ※ B種 ・ C種</p> <p>9) 柱底均し仕上げ 柱底均しモルタルの厚さ ※ 30mm程度 ・ () 柱底均しモルタルの工法 ・ A種 ※ B種</p> <p>10) 普通ボルト 普通ボルトの材料等 ※ (※:第2編 表12-2.4.5)による。 ・ () ボルトに用いる座金の寸法及び厚さ ※ 図示及び(※:第2編 表12-2.4.6)による。 ボルトが受ける応力の種類 ※ 図示による。</p> <p>11) ボルト孔 ボルト孔の径 ※ (※:第2編 表12-2.4.7)及び(※:第2編 表12-2.4.8)による。 ・ 集成材の場合 () ・ 集成金物の場合 ()</p> <p>12) ラグスクリュー ラグスクリューの形状、寸法 ※ 図示 ・ ()</p> <p>13) ドリフトピン ドリフトピンの形状、寸法等 ※ 図示 ・ ()</p> <p>14) ジベル ジベルの種類及び材質 種類 () 材質 () ジベルの形状、寸法等 ※ 図示 ・ ()</p> <p>15) 錆止め塗装 錆止め塗装による防蟻処理を行う構造金物及び接合具等 ※ 見え掛りとなるすべての構造金物及び接合具等 錆止め塗装の種類 ・ A種 ※ B種</p> <p>16) 亜鉛めっき 亜鉛めっきによる防蟻処理を行う材料等 ※ すべての構造金物及び接合具等 ・ () 亜鉛めっきの種類 ※ HDZT77 ・ HDZT63 ・ HDZT49</p> <p>17) 防火被覆材 防火被覆材 ・ 厚さ25mm以上の木材 ・ 厚さ15mm以上の強化セッコウボード ・ 厚さ12mm以上のけい酸カルシウム板 ・ ()</p> <p>18) 防火被覆処理 ボルト、ドリフトピン等の防火被覆処理 ・ 行う ・ 行わない</p>	部位等	精度基準	短辺	製作寸法の±1.5mm以内	長辺	製作寸法の±1.5mm以内、かつ、±6mm以内
施工箇所	主な用途による区分(JIS)	形状/寸法	吸水率による区分					うわぐすり		役物	色	再生材の適用							耐腐蝕性	滑り抵抗性	備考																																																																																																																											
			I類	II類	III類	無砂	無砂																																																																																																																																									
施工箇所	寸法	表面の化粧加工	防虫処理	含水率																																																																																																																																												
		・ 有り (加工 ・ 天然木加工 ・ 塗装加工) ・ 無し (等級:)	・ 適用する ・ 適用しない	※ 14%以下																																																																																																																																												
施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能(使用環境)	樹種	寸法	備考																																																																																																																																									
施工箇所	厚さ	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	難燃処理	防火処理	備考																																																																																																																																								
	※ 5.5	・ ラン ・ シナ	※ 1類 ・ 2類	広葉樹 ※2等以上 ・ 1等 針葉樹 ※C-D以上	・ 適用する ・ 適用しない	・ 適用する ・ 適用しない	・ 適用する ・ 適用しない																																																																																																																																									
施工箇所	厚さ	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	等級	防虫処理	強度等級	備考																																																																																																																																								
	※ 12		※ 1類 ・ 2類	※ C-D以上	※ 2級以上 ・ 1級	・ 適用する ・ 適用しない	・ 適用する ・ 適用しない																																																																																																																																									
施工箇所	厚さ	単板の樹種名	接着の強度	防虫処理	備考																																																																																																																																											
			※ 1類 ・ 特類	・ 適用する ・ 適用しない																																																																																																																																												
施工箇所	厚さ	化粧板に使用する単板の樹種名	接着の強度	防虫処理	備考																																																																																																																																											
			※ 1類 ・ 2類	・ 適用する ・ 適用しない																																																																																																																																												
施工箇所	厚さ	単板の樹種名	接着の強度	化粧加工の方法	防虫処理	備考																																																																																																																																										
			※ 1類 ・ 2類		・ 適用する ・ 適用しない																																																																																																																																											
施工箇所	厚さ	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分																																																																																																																																											
	※ 15		※ 13タイプ	・ 耐水性1 (Mタイプ) ・ 耐水性2 (Pタイプ)																																																																																																																																												
施工箇所	厚さ	寸法	等級																																																																																																																																													
			・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級																																																																																																																																													
部位等	精度基準																																																																																																																																															
短辺	製作寸法の±1.5mm以内																																																																																																																																															
長辺	製作寸法の±1.5mm以内、かつ、±6mm以内																																																																																																																																															
材長	工作寸法の±6mm以内																																																																																																																																															
断面直角精度	直角とのひずみ±1/100mm																																																																																																																																															
9	1 製材	JAS1083(製材)に基づく製材 (12.2.1(2)) (12.5.1) (12.6.1) (12.7.1)	10 木造工事	1 軸組構法工事 1) 木材 樹種名、構造材の種類、等級、寸法等 ※ (※:第2編 表12-2.3.6)の規定による ・ () ・ () 代用樹種を使用しない箇所 ・ ()	11 屋根及び木造工事	1 長尺金属板葺 施工箇所 板及びコイルの種類 塗膜の耐久性の種類 めっき付着量 厚さ 屋根葺き形式 備考 (13.2.2~3)																																																																																																																																										
2 造作用集成材	JAS1152(集成材)に基づく造作用集成材等 (12.2.1(3))	2) 工法 用材の工法 ※ (※:第2編 表12-2.3.7)の規定による ・ () ・ () 軸組の工法 ※ (※:第2編 表12-2.3.8)の規定による ・ () 構造用面材 ※ (※:第2編 表12-2.3.11~表12-2.3.14)の規定による ・ () ・ () ・ () 製作工場 ※ 監督員の承諾する工場 ・ () 施工管理技術者の設置 ・ 適用する ・ 適用しない 床書き原寸図 ・ 作成する ・ 作成しない		2 折板葺 施工箇所 形式 山高、山ピッチによる区分 山高 山ピッチ 耐力による区分 材料による区分 厚さ 軒先面戸板 耐火性能 (13.2.2) (13.3.2~3) (表13.2.1)																																																																																																																																												

12 金属工事	1 あと施工アンカーの確認試験	(14.1.3(1)(ニ))による確認試験を行う。(14.1.3)
	2 鉄鋼の亜鉛めっき	(14.2.2)(表14.2.2)
	3 軽量鉄骨天井下地	野縁等の種類 (14.4.2~4) 屋外(※25形・19形) 屋内(※19形・25形) ・屋外の軒天井、ピロティ天井等 工法 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法 ※適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法) ・適用しない 野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ※900程度 () 周辺部の端からの間隔 ※図示による () 野縁の間隔 ※300程度 () ・補強 ※図示による () ・吊りボルトの間隔が900mmを超える場合 補強方法 ※図示による () ・天井のふところ1.5m以上3.0m以下の場合 補強方法 ※横仕 14.4.4(8)(7)(イ)による () ・図示による ・天井のふところ3.0mを超える場合 補強方法 ※図示による () ・天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 ※図示による () 補強方法 ※図示による ()
	4 軽量鉄骨壁下地	スタッド、ランナーの種類 (14.5.3)(表14.5.1) (表14.5.1)によるスタッドの高さによる区分に応じた種類 ※図示による スタッドの高さが5.0mを超える場合 ※図示による ()
5 金属成形板張り	材種 ・アルミニウム ・() 製法 ※押し出し ・プレス ・ロール 寸法 板幅 ※100 ・() 板厚 ※1.0 ・() 形状 ・スバンドレル形 ・パネル形 表面処理 ・B-1種 ・C-1種 ・() 等 ・B-2種 ・C-2種 伸縮調整継手 ・設ける ・設けない	
6 アルミニウム製笠木	部材の種類 ・250形 ・300形 ・350形 ・() ・板折り曲げ形(本体幅 mm) 板厚(mm) ・() 表面処理 (14.7.2~3)(表14.2.1) 表面処理の種類 ※横仕 表14.2.1による () 被膜等の種類 ※横仕 表14.2.1による () 着色 ()	
13 左官工事	1 仕上塗材仕上げ	・薄付け仕上塗材 (15.6.2)(表15.6.1) 呼び名 仕上げの形状 工法 ・外装薄塗材Si ・砂壁状 ・吹付け ・可とう形外装薄塗材Si ・ゆず肌状 ・吹付け ・ローラー塗り ・外装薄塗材E ・さざ波状 ・ローラー塗り ・可とう形外装薄塗材E ・平たん状 ・こて塗り ・防水形外装薄塗材E ・凹凸状 ・吹付け ・こて塗り ・外装薄塗材S ・着色骨材砂壁状 ・吹付け ・こて塗り ・内装薄塗材C ・砂壁状じゅらく ・吹付け ・内装薄塗材L ・京壁状じゅらく ・吹付け ・内装薄塗材Si ・内装薄塗材E ・内装薄塗材W 吸放湿性 ・適用する ・適用しない ・厚付け仕上塗材 呼び名 仕上げの形状 工法 ・外装厚塗材C ・吹放し ・吹付け ・外装厚塗材Si ・凸部処理 ・吹付け ・外装厚塗材E ・平たん状 ・こて塗り ・ローラー塗り ・内装厚塗材C ・凹凸状 ・こて塗り ・ローラー塗り ・内装厚塗材L ・ひき起し ・こて塗り ・内装厚塗材Si ・かき落とし ・こて塗り ・内装厚塗材E ・複層仕上塗材 呼び名 仕上げの形状等 ・複層塗材CE ・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸模様 ・複層塗材RE ・複層塗材Si 上塗り材 ・複層塗材E 耐候性 ※耐候形3種 () ・可とう形複層塗材CE 溶媒 ※水系 溶剤系 ・弱溶剤系 ・防水形複層塗材CE 樹脂 ※アクリル系 () ・防水形複層塗材RE 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック ・防水形複層塗材E 増塗材 ・適用する ・適用しない ・軽量骨材仕上塗材 呼び名 防火材料 仕上げの形状等 ・吹付用軽量塗材 ・ ・こて塗用軽量塗材 ・
	2 ALCパネルの場合の下地処理	内壁目地部の形状 ※V形目地付き () (15.6.4)
	3 マスチック塗料塗り	種類 ・A種 ・B種(仕上材塗り:EP-G ※B種・A種) (15.7.2)(表15.7.1)
	4 ロックウール吹付け	(15.12.2~4) 種類 () 色彩 () 吹付け厚さ () ・一般用 () ・着色 ・原色 ・10 ・15 ・20 ・25

14 建具工事	1 アルミニウム製建具	(16.2.2~5)(表16.2.1)
	2 網戸等	(16.2.3(5))
	3 樹脂製建具	(16.3.2)(表16.3.1~3)
	4 鋼製建具	(16.2.2)(16.4.2~4)(表16.4.2)
14 建具工事	性能等級	外部に面する建具 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・防音ドア、防音サッシとする場合 遮音性の等級 () ・図示による ・断熱ドア、断熱サッシとする場合 断熱性の等級 () ・図示による
	枠の見込み寸法	・建具表による
	表面処理	外部に面する建具 ・BA-1種 ・BA-2種 ・BB-1種 ・BB-2種 ・() 皮膜等の種類 (※横仕表14.2.1による ()) 着色 ・標準色 ・特注色 屋内の建具 ・BC-1種 ・BC-2種 ・() 皮膜等の種類 (※横仕表14.2.1による ()) 着色 ・標準色 ・特注色
	ステンレス鋼板の種類	※ SUS304, SUS430J1L又はSUS443J1 () ステンレス製くつずりの仕上げ ※ HL () 結露水の処理方法 ※ 図示による () 水切り板、ぜん板 ※ 図示による () 木下地の内付け建具 ・適用する(建具の製造所の仕様) ・適用しない
種類	種類 材種 線径 網目 ・防虫網 ※合成樹脂製 () ・ガラス繊維入り合成樹脂製 () ・ステンレス(SUS316)製 () ・防鳥網 ステンレス(SUS304)線材 1.5mm 網目寸法15mm	
性能等級	外部に面する建具 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・防音ドア、防音サッシとする場合 遮音性の等級 (・ T-1 ・ T-2) ・図示による ・断熱ドア、断熱サッシとする場合 断熱性の等級 (・ H-4 ・ H-5 ・ H-6 ・ H-7 ・ H-8) ・図示による 外部に面する建具の日射熱取得性の等級 (・ N-1 ・ N-2 ・ N-3)	
枠の見込み寸法	・建具表による	
ガラス	※ 複層ガラス ()	
ステンレス製くつずりの仕上げ	※ HL ()	
表面色	・標準色 ・特注色	
水切り板、ぜん板	※ 図示による ()	
木下地の内付け建具	・適用する(建具の製造所の仕様) ・適用しない	
性能等級	簡易気密型ドアセット ・適用する ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4 ・S-5 ・S-6 (表16.4.1)(表16.4.2) ・防音ドア、防音サッシとする場合 遮音性の等級 () ・図示による ・断熱ドア、断熱サッシとする場合 断熱性の等級 () ・図示による ・耐震ドアとする場合 面内変形追随性の等級 () ・図示による	
ステンレス鋼板の種類	※ SUS304, SUS430J1L又はSUS443J1 () 点検口の類のくつずりの材料 () 鋼板の厚さ(mm) ・表16.4.2による () ステンレス製くつずりの仕上げ ※ HL ()	
標準型鋼製建具の有効内法寸法	・建具表による ()	
性能等級	簡易気密型ドアセット ・適用する ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4 ・S-5 ・S-6 (表16.2)(表16.2~4) ・防音ドア、防音サッシとする場合 遮音性の等級 () ・図示による ・断熱ドア、断熱サッシとする場合 断熱性の等級 () ・図示による ・耐震ドアとする場合 面内変形追随性の等級 () ・図示による	
鋼板	材料 ・鋼板 ・ビニル被膜鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板 厚さ ・表16.5.1による 召合せ、縦小口包み板等の材質 ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金	
ステンレス製くつずりの仕上げ	※ HL ()	
性能等級	簡易気密型ドアセット ・適用する ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4 ・S-5 ・S-6 (表16.2)(表16.2~4) ・防音ドア、防音サッシとする場合 遮音性の等級 () ・図示による ・断熱ドア、断熱サッシとする場合 断熱性の等級 () ・図示による ・耐震ドアとする場合 面内変形追随性の等級 () ・図示による	
ステンレス鋼板	※ SUS304, SUS430J1L又はSUS443J1 () 表面仕上げ ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ(補強あり) (16.6.5) ステンレス製くつずりの仕上げ ※ HL ()	
建具材の加工、組立時の含水率	※ A種 ・ B種 (16.7.2~4)(表16.7.1)	
・フラッシュ戸	表面材の合板の種類 規格等 備考 ※普通合板 表面の樹種 (※ラワン程度 ()) 生地、透明塗料塗り (※しな程度 ()) 不透明塗料塗り () 板面の品質 接着の程度 (・ 1類 ・ 2類) ・天然木化粧合板 樹種名 () 接着の程度 (・ 1類 ・ 2類) ・特殊加工化粧合板 化粧加工の方法 (・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装) 表面性能 () タイプ 接着の程度 (・ 1類 ・ 2類) ・MDP (ミディアムデンシティファイバーボード) 裏面の状態による区分 () 曲げ強さによる区分 () 耐水性による区分 () 難燃性による区分 () ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ () 表面板の厚さ ※表16.7.6による ()	

14 建具工事	8 建具用金物	(16.4.6)(16.8.4)
	9 鍵箱	(16.8.4)
	10 自動ドア開閉機構	(16.9.2~3)
	11 自閉式上吊り引戸装置	(16.10.2~3)(表16.10.1)
14 建具工事	標準型建具 (16.4.6)(16.8.4) ・マスターキー ※製作する (※新規・既存にあわせる) ・製作しない ※シリンダー箱錠 ※レバーハンドル ※ドアクローザー 標準型建具以外の建具 (16.8.2)(表16.8.1) ・マスターキー ※製作する (※新規・既存にあわせる) ・製作しない ※シリンダー箱錠 ※レバーハンドル ・鍵り玉 ・本錠り錠 ・空錠 ※レバーハンドル ・鍵り玉 ・グリーン錠 ・点検口錠(平面ハンドル錠) ・非常錠 ・ () ・ピボットヒンジ ・フロアヒンジ ・ヒンジクローザー(丁番形) ・ヒンジクローザー(ピボット形) ・ドアクローザー ・閉鎖順位調整器 ・押棒、押板 ・アームストッパー ・クレセント ・排煙ホベレーター ・レール	
	形式 (16.8.4) ・30本 () 個) ・120本 () 個) ・60本 () 個) ・()本 () 個) 鋼製製品とし、監督員の承諾による。	
	自動ドア 性能 防錆 センサーの種類 凍結防止 ・SSLD-1 ※ ・適用する ※ マットスイッチ ・SSLD-2 表16.9.1 による ※ 適用しない ※ 光線(反射)スイッチ ・DSL-1 ※ ・音波スイッチ ※ 熱線スイッチ ・DSL-2 ※ ・電波スイッチ ※ 光電スイッチ ・図示による () ※ タッチスイッチ ※ 押しボタンスイッチ ※ ペダルスイッチ ※ 多機能トリスイッチ	
	駆動力 ※電気式または油圧式 () 補助センサー ※光電スイッチ1組 () 工事範囲 一次側配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次側配線は本工事に含む。	
11 自閉式上吊り引戸装置	性能 ※横仕 表16.10.1による (16.10.2~3)(表16.10.1)	
12 重量シャッター	(16.11.2~4)(表16.11.1)	
種類 シャッターケース 耐風圧強度 開閉形式 備考 ・一般重量 シャッター ・設ける ・1600 ※電動式 (手動併用) ・外装用防火シャッター ・設ける ・手動式 ※ 危険防止機構 ※ 障害物感知装置(自動閉鎖型) ・シャッターの二段降下方式		
電動シャッターの急降下制動装置、急降下停止装置の設置箇所 ・図示 () 電動シャッターの障害物感知装置の設置箇所 ・図示 () 屋内防火シャッター若しくは防煙シャッターの危険防止機構の設置箇所 ・図示 ()		
スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 ・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板) ・JIS G 3312(溶融亜鉛めっき鋼板) めっきの付着量 ※Z12又はF12 ()		
電動式の場合の電源 ※三相200V・75kw以下(過電流保護装置付) () 工事範囲 一次側配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次側配線は本工事に含む。		
13 軽量シャッター	(16.12.2~4)	
開閉形式 シャッターケース 耐風圧強度 (Pa) ・手動式 ※設ける ・1600 ・電動式 (手動併用) ・設けない ()		
スラットの材質 ・JIS G 3312(溶融亜鉛めっき鋼板) ※Z06又はF06 ・JIS G 3322(溶融亜鉛55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板) ※AZ90		
スラットの形状 ガイドレール・産金材の材質 ※インターロックング形 ※ステンレス(SUS304) ・オーバーラッピング形 ・溶融亜鉛めっき鋼板		
電動式の場合の安全装置 急降下停止装置 ・設置する (・図示による ()) ・設置しない ※ 障害物感知装置(自動閉鎖型) 電源 ※三相 100V (過電流保護装置付) () 工事範囲 一次側配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次側配線は本工事に含む。		

 福島県建築関係工事特記仕様書	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1		建築士事務所名	工事名称
	設計年:令和〇〇年〇〇月	設計者氏名	印	図面名称

ユニット及びその他工事	1 フリーアクセスフロア	フリーアクセスフロア及び表面仕上げ材 (20.2.2)
	2 可動間仕切	構造形式 (20.2.3)
	3 移動間仕切	表面仕上げ材 (20.2.4)
	4 トイレブース	表面材の種類 (20.2.5)
	5 手すり	材種 (20.2.6)
	6 階段柵止め	材種 (20.2.7)
	7 目地地棒	床仕上げの異なる箇所には目地棒を入れる。 (20.2.8)
	8 視覚障害者用床タイル	種類 (20.2.9)
	9 黒板及びホワイトボード	種類 (20.2.12)
	10 クラップ	種類 (20.2.13)
	11 煙突ライニング	材料 (20.2.14)
	12 ブラインド	形式 (20.2.15)
	13 ロールスクリーン	材種 (20.2.16) (表20.2.1)
	14 カーテン	形式 (20.2.16) (表20.2.1)
	15 カーテンレール	レール及びブラケットの強さによる区分 (20.2.16)
	16 カーテンボックス	材種 (20.2.16)

ユニット及びその他工事	17 コーナービート (壁ボード出隅保護金物)	材質
	18 天井見切縁	材質
	19 点検口	形式
	20 収納・収納家具	合板類
	21 消火器ボックス	※既製品 (埋込みタイプ)
	22 ステンレス流し台	※既製品
	23 コンロ台	※既製品
	24 吊戸棚	※既製品
	25 水切棚	※既製品
	26 くつふきマット	材種
	27 旗竿	材種
	28 旗竿受金物	材種
	29 フェンス	フェンスの種類
	30 敷地境界標	・花こう岩 (文字記号入り)
	31 止水板	形状

ユニット及びその他工事	1 排水管	材種
	2 鋳鉄製ふた	鋳鉄製マンホールふた
	3 グレーチング	材質
	4 埋戻し土	※B種
	1 路床	路床の材料 (22.2.2~3)
	2 路盤	路盤の材料 (22.3.3)
	3 アスファルト舗装	試験 (22.3.5)
	4 コンクリート舗装	試験 (22.4.4)
	5 ブロック系舗装	試験 (22.4.5)
	6 車止め	試験 (22.4.6)
	7 区画線等	試験 (22.5.3)
	1 植栽地の確認等	試験 (22.5.6)
	2 植栽基盤の整備	試験 (22.8.2~3)
	3 植込み用土	試験 (23.1.3)
	4 土壌改良材	試験 (23.1.3)
	5 芝	試験 (23.2.2)
6 樹木札	試験 (23.2.3)	
7 枯損樹木などの植替え	試験 (23.2.3)	
8 その他	試験 (23.4.2)	

22 その他

1 揮発性有機化合物の室内濃度の測定
1)対象揮発性有機化合物(VOC)
2)測定室
3)測定方法

2 果産材・地域材の活用
1)木工事
2)木造工事
3)石工事
4)その他()工事

下記の室内揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する。

- ホルムアルデヒド
- アセトアルデヒド
- トルエン
- キシレン
- パラジクロロベンゼン
- スチレン
- エチルベンゼン

※簡易測定法による。

VOCの種類	測定方法
ホルムアルデヒド	検知紙法・検知管法・定電位電解法・吸光度法・パッシブ型採取
トルエン※キシレン※スチレン※エチルベンゼン	パッシブ型採取

※厚生労働省の標準的測定方法による。

VOCの種類	採取方法	測定方法
ホルムアルデヒド	DNPH誘導体化固相吸着/溶媒抽出	高速液体クロマトグラフィー
アセトアルデヒド	固相吸着/溶媒抽出法	()
トルエン	固相吸着/溶媒抽出法	()
キシレン	固相吸着/加熱脱着法	()
パラジクロロベンゼン	容器採取法	()
スチレン	()	()
エチルベンゼン	()	()

果産材を使用部位及び樹種については下記による。(代用樹種は使用できない)
使用部位() 樹種()
地域材を使用する部位及び樹種については下記による。
使用部位() 樹種()

果産材を使用部位及び樹種については下記による。(代用樹種は使用できない)
使用部位() 樹種()
地域材を使用する部位及び樹種については下記による。
使用部位() 樹種()

果産材を使用部位及び石材については下記による。(代用石材は使用できない)
使用部位() 石材()
地域材を使用する部位及び石材については下記による。
使用部位() 石材()

果産材を使用部位及び材については下記による。(代用材は使用できない)
使用部位() 材()
地域材を使用する部位及び材については下記による。
使用部位() 材()

24 施工条件

1 工程関係
2 施工時期
3 他機関との協議
4 工事用地
5 公害対策
6 安全対策
7 その他

※調整無し
・別途工事との工程調整が必要有り
調整項目
・資材等の流用
・施工順序の調整
・仮設及び工事用道路等の調整
・建設機械等の調整
・図示による
・その他()

※制限無し
・制限有り
・制限する工程名()
・施工時期(土日祝日のみ)
・施工時間(時～ 時まで)
・施工方法()

・有(年 月 日)
・無
・有(: ~ :)
・無

協議が必要な機関名()
協議完了見込み時期()

・下記以外は図示等による。
(1) 工事車両の駐車場 (※構内 ())
(2) 資材置き場 (※構内 ())
(3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※構内 ())

・仮設ヤード ※無し ・有り(※図示による ())

※施工方法の制限無し
・施工方法の制限有り
・騒音 ・振動 ・水質 ・粉じん ・排出ガス ・その他()
・施工方法等
・指定工法名() ・別途協議による ・図示による

・事業損失防止に関する調査
・騒音測定 ・振動測定 ・水質調査 ・近隣家屋の事前・事後調査 ・地盤沈下測定
・その他()
・調査箇所
・図示による ・別途協議
・調査時期
・図示による ()

・近接公共施設等に対する制限
・近接公共施設名等(鉄道 ・電気 ・ガス ・水道 ・電話 ・その他())
・制限を受ける工種()

※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。
※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。

24 施工条件

別表-1の記入上の注意: ※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・を○に変え、※を・に変えること。
また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。

別表-1 設備工事との工事区分表

機器の基礎	電気関係	機械関係	工事内容			
			建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他
機器の基礎	電気関係	機械関係	屋内	※	・	・
			屋外	※	・	・
			屋上	※	・	・
			自家発電機基礎(アンカーボルトを除く)	※	・	・
			テレビアンテナ基礎()	※	・	・
			避雷針の基礎()	※	・	・
			屋内設備(梁台、アンカーボルトを除く)	※	・	・
			屋上設備()	※	・	・
			屋外設備()	※	・	・
			梁台、アンカーボルト	・	※	※
特記した基礎	※	・	・			
開口部	電気関係	機械関係	梁、床、壁	・	※	※
			貫通スリーブ	・	※	※
			貫通型枠	・	※	※
			軽重量鉄骨下地、壁、天井ボード類の切込	・	※	※
			埋込形分電盤、端子盤等の仮枠	・	※	・
			埋込形分電盤、端子盤等の仮枠	・	※	・
			埋込形分電盤、端子盤等の仮枠	・	※	・
			埋込形分電盤、端子盤等の仮枠	・	※	・
			埋込形分電盤、端子盤等の仮枠	・	※	・
			埋込形分電盤、端子盤等の仮枠	・	※	・
点検口	※	・	・			
外部取付ガリ	※	・	・			
湯沸室のフード	※	・	・			
換気扇の取付枠	※	・	・			
流し台	※	・	・			
排水トラップ共	※	・	・			
防油堤	※	・	・			
床下水槽のマンホールふた	※	・	・			
雨水	※	・	・			
汚水、雑排水	※	・	・			
雨水立管(たてどい)	※	・	・			
トイレ手すり	※	・	・			
化粧鏡(衛生器具まわり)	※	・	・			
はめ込形洗面器用カウンター(前板共)	※	・	・			
ガスボンベ転倒防止用の鎖	※	・	・			
電気配管配線	電気関係	機械関係	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ	※	・	・
			防火扉レリーズ	※	・	・
			電極棒	※	・	・
			配線ビッド及びふた	※	・	・
			機器などへの接続(1次側)	※	・	・
			機器付属の制御盤以降の2次側の配管配線(接地共)	※	・	・
			機器付属の制御盤への電源供給配管配線	※	・	・
			自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線	※	・	・
			自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線	※	・	・
			天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管(接地共)	※	・	・
天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配線	・	※	・			
個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共)	・	※	・			
煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線	※	・	・			
小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線	・	※	・			
ガス漏れ検知器	※	・	・			
電気錠	※	・	・			
TENキー及び制御盤	※	・	・			
エレベーター出入口三方枠(金属製)	※	・	・			
エレベーター出入口三方枠(石製)	※	・	・			
シャワーユニット	※	・	・			
バスユニット	※	・	・			
洗濯機パン	・	※	・			
システム天井	電気関係	機械関係	ボード・Tバー	※	・	・
			照明ライン/設備プレート	※	・	・
消火器ボックス	電気関係	機械関係	空調ライン/設備プレート	※	・	・
			自動制御設備関連のインバーター装置及び配線	※	・	・
自動制御設備関連のインバーター装置	電気関係	機械関係	自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)	※	・	・
			自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)	※	・	・

23 東日本大震災の復興・復興事業における積算方法等

1 資材調達
2 労働者確保

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。

資材名	規格	調達地域等

(1) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労働管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する(労働者確保に関する積算方法の試行工事)である。
管理費(共通仮設費における仮設建物費):労働者送迎費・宿泊費・借上費
労働管理費:募集及び解散に要する費用・資金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・雑工事に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

(2) 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。
1) 共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(管理費):設計書に積上げ計上された金額
2) 現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労働管理費)の割合: %

(3) 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(5) 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。

(6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合には、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

(7) 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

<p>25</p> <p>現場環境改善(快通トイレの設置)</p>	<p>1 内容</p> <p>2 設置に要する費用</p>	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事現場毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(14)の仕様をすべて仕様を満たす快通トイレを設置することを標準とする。(詳細は技術管理課ホームページ『快通トイレの設置について』『土木部発注工事における快通トイレの設置に関する運用』を参照のこと)ただし、快通トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。</p> <p>現場に快通トイレを設置しない場合は、発注者と協議すること。</p> <p>(12)～(14)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>現場環境(工事期間、周辺環境、労働者配置状況等)を踏まえ、上記標準設置基数以上の快通トイレを設置する場合は、あらかじめ受発注者協議を行い、決定すること。</p> <p>また、実際に現場へ快通トイレを設置した期間が確認できる資料を監督員に提示すること。</p> <p>【快通トイレに求める標準仕様(全項目必須)】</p> <p>(1) 洋式(洋風)便座</p> <p>(2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置含む)</p> <p>(3) 臭い逆流防止機能</p> <p>(4) 容易に開かない施錠機能</p> <p>(5) 照明設備</p> <p>(6) 衣類掛け等のフック、又は荷物のおける棚(耐荷重を5kg以上とする)</p> <p>【付属品として備えるもの(全項目必須)】</p> <p>(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</p> <p>(9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)</p> <p>(10) 鏡と手洗器</p> <p>(11) 便座除菌スプレー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】</p> <p>(12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m2以上ではない。幅・奥行き各900mm以上)</p> <p>(13) 振音装置(機能を含む)</p> <p>(14) 着替え台</p> <p>(15) 臭気対策機能の多重化</p> <p>(16) 室内温度の調整が可能な設備</p> <p>(17) 小物置き場等(トイレトイレットペーパー手置置き場等)</p> <p>② 受注者は、快通トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したものを添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快通トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快通トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。</p> <p>月額の実費がわかる資料により、監督員と協議の上、61,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>	<p>27</p> <p>準備期間確保工事</p> <p>28</p> <p>再生資源利用促進計画</p>	<p>準備期間確保工事における事務処理要領</p> <p>この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>フレックス工事執行要領</p> <p>この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。</p> <p>着工届は、着工後速やかに提出すること。</p> <p>受注時の「コンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基き、提出すること。</p> <p>準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事)</p> <p>工事の始期までの着工前準備期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工前準備期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>	<p>26</p> <p>熱中症対策</p> <p>(1) 工期・工程等</p> <p>・ 猛暑による作業不能日数</p> <p>本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。</p> <p>i) 作業不能日数: ●日間</p> <p>ii) 上記 i) は、環境省が公表する東北地方●●※1(福島)地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和●●年～●●年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの5年分を平均したもの。</p> <p>iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>※1 下表の観測地点を記入(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設事務所管内</th> <th>観測地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>茂庭, 梁川, 福島, 鷲倉, 二本松</td> </tr> <tr> <td>県中</td> <td>船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>白河, 東白川</td> </tr> <tr> <td>会津若松</td> <td>金山, 若松</td> </tr> <tr> <td>喜多方</td> <td>松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代</td> </tr> <tr> <td>南会津</td> <td>只見, 南郷, 田島, 松枝岐</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>相馬, 飯館, 浪江, 川内, 広野</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>山田, 小名浜</td> </tr> </tbody> </table> <p>29</p> <p>総合評価方式における技術提案書の確認</p> <p>1 内容</p> <p>※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について</p> <p>総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。</p> <p>なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。</p> <p>確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。</p> <p>また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>	建設事務所管内	観測地点	県北	茂庭, 梁川, 福島, 鷲倉, 二本松	県中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川	県南	白河, 東白川	会津若松	金山, 若松	喜多方	松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代	南会津	只見, 南郷, 田島, 松枝岐	相双	相馬, 飯館, 浪江, 川内, 広野	いわき	山田, 小名浜
	建設事務所管内	観測地点																					
県北	茂庭, 梁川, 福島, 鷲倉, 二本松																						
県中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川																						
県南	白河, 東白川																						
会津若松	金山, 若松																						
喜多方	松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代																						
南会津	只見, 南郷, 田島, 松枝岐																						
相双	相馬, 飯館, 浪江, 川内, 広野																						
いわき	山田, 小名浜																						
<p>福島県建築関係工事特記仕様書</p>	<p>福島県〇〇建設事務所建築住宅課</p> <p>電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>住所 〇〇市××町△△1-1</p> <p>設計年: 令和〇〇年〇〇月</p>	<p>建築士事務所名</p> <p>設計者氏名</p>	<p>工事名称</p> <p>印</p>	<p>図面名称</p> <p>建築工事特記仕様書(9)</p> <p>図面番号</p>																			